

ペット連れ避難者受入のための 参考書

- スターターキットについて … P2
- 福島県の対応 … P5
- 国『防災基本計画』におけるペット対応 … P7

平常時

- 1. ペット受入の検討 … P9
- 2. 飼育スペースの選定 … P10
- 3. 飼育ルールの作成 … P14
- 4. 住民への周知啓発 … P15
- 5. 避難訓練の実施 … P17

発災時

- 1. 避難所における受入 … P18
- 2. 情報の提供 … P21
- 3. 仮設住宅における受入 … P22

- 参考：環境省ガイドライン・記録集 … P23
- 参考：ペット災害対応に関する連絡先 … P24

はじめに

近年、国内において飼育されている犬及び猫の数は15歳以下の子どもの数を上回っており、ペットは多くの家庭にとってますます身近な存在となっています（※）。飼い主の多くはペットを家族の一員と考えているため、避難所でペットの受入れができないことは、飼い主が避難行動をためらう要因となります。実際に東日本大震災当時もペットを連れての避難が認められなかった飼い主が危険を覚悟で禁止区域に残った事例がありました。このことから、**避難所におけるペットの受入れは、単に「動物」のための取組として捉えるのではなく、ペットを飼育している「人」の安全な避難を確保するための取組として捉えることが重要です。**

しかし、避難所におけるペットの受入れについては、動物が苦手な方やアレルギーを持つ方への配慮、衛生管理、鳴き声や臭気への対応など、様々な課題が存在します。また、市町村職員や避難所運営者は、限られた人員の中で多岐にわたる災害対応業務に従事しており、ペットに関する対応まで十分に手が回らないのが実情です。そのため、**現場の負担を軽減しつつ円滑な受入れを実現するためには、あらかじめ飼育ルールや役割分担を明確にした「仕組み」を整備しておくことが不可欠です。**

その一環として、福島県では、必要な物資や手順をあらかじめ整理した「**スターターキット**」を活用した受入方法を提案しています。このスターターキットを用いることで、飼い主自身が主体となってペットスペースの運営に関わることが可能となり、避難所運営者の負担軽減につながります。

本参考書は、ペット同行避難の基本的な考え方、受入れ体制の整備、運営時の留意点などについて整理しています。避難所におけるペットの取扱いは、「人命最優先」の原則を踏まえつつ、多様な避難者のニーズに配慮し、地域の実情に応じて柔軟に対応することが求められます。本参考書が、各地域における具体的な取組の一助となり、災害時の円滑な避難所運営に資することを期待します。

参考：用語の意味

- **同行避難**：ペットとともに安全な場所まで避難する行為（避難行動）。
- **同伴避難**：**ペットの飼育場所が屋内か屋外か、飼い主とペットが同室かを問わず、被災者が避難所でペットを飼養管理すること（状態）。**
（『同伴避難＝飼い主とペットは同室』というわけではありません）

※ 飼育されている犬猫の頭数（推計値）：1566万頭（（一社）ペットフード協会 令和7年全国犬猫飼育実態調査より）
15歳未満の子どもの数：1366万人（総務省統計局 統計トピックスNo.145（令和7年5月4日）我が国のこどもの数より）

スターターキットについて

スターターキットとは

- スターターキットとは、避難所運営者ではなく、**ペットを連れて避難してきた飼い主同士が協力し合い、速やかにペットの避難スペースを設置・運営できるように**、あらかじめミッションカード（指示書）と物資を取りまとめたものです。
- NPO法人ANAICE（アナイス）平井潤子理事長が提案し、**避難所運営者に負担をかけずに飼い主自身が当事者意識を持って動き始める仕組み**として、全国の自治体で導入が進められています。



飼い主

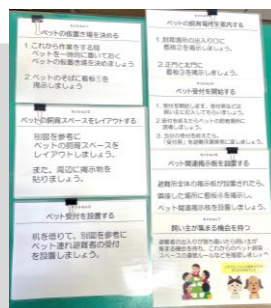
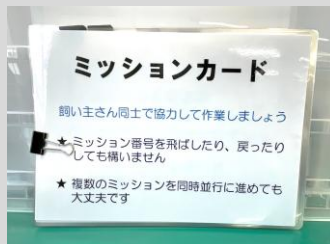


ペット連れ避難者の受付
ペット飼育スペースの管理・運営
ペットの飼育管理
ペット関連支援の情報伝達

スターターキットに入っているもの

① ミッションカード

イラストなどとともに行うべき
内容が簡潔に書いてあるもの



② 物 資

ペット避難スペースを運営する
ために必要な物資

エサ、ケージは含みません



ペットスペース設営用具



清掃用具



受付用筆記用具

③ その他関係書類

受付票、避難所運営マニュアルなど



① ミッションカードの作り方

1. ミッションカードには行うべき内容をイラストを交えながら「分かりやすく」「簡潔に」書きます。



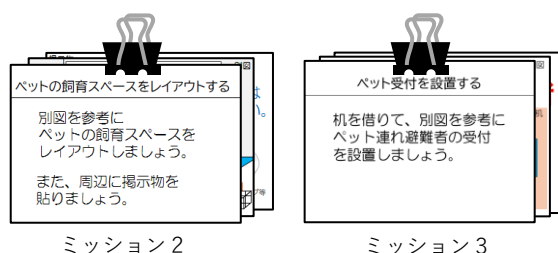
「マニュアルを確認する」といった作業や、「面倒、難しい、誰かに聞かないと分からない」と感じられるような指示は出さないようにします。

2. ミッションカードが出来上がったら、防水のためラミネートします。
(用紙はA5サイズ以上が見やすいです)

福島県では県が作成したミッションカード（例）のPowerPointデータを配布しています。
避難所の実情に合わせてアレンジしてお使いください。

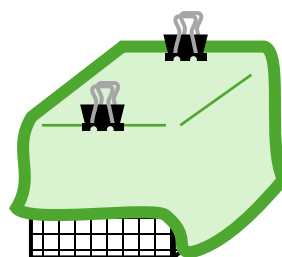
★ 工夫の例 ★

ミッションごとに参考イラストや掲示物をひとまとめにすると、作業する人にとって分かりやすく、分担して複数の作業をすることができます。



ダブルクリップはミッション終了後、ケージに布等の覆いを留めることに活用できます。

ケージを覆うことでケージ内の動物のストレスを軽減することができ、無駄吠えを減らすことにつながります。



② 物資の例

ほとんどがホームセンターや100円ショップ等で揃えることが可能です。

	品名	使用用途
筆記用具 受付用	クリップボード	
	ボールペン	受付用筆記用具
	クリアファイル	関係書類まとめ
ペットスペース設営用具	ブルーシート	床の養生、日よけ、風よけ
	養生テープ	掲示、飼育スペースの設営、飼育スペースの名札代わり、粘着ローラーの代わり
	ダブルクリップ	ケージのカバー留め (ミッションカード留め)
	ビニールひも	飼育スペースの明示、リードがない犬を 応急的につなぐ
	作業用手袋	
	ハサミ	飼育スペースの設営
	カッター	飼育スペースの設営 (段ボール加工)
	マジック (黒)	掲示物作成
	マジック (赤)	掲示物作成
	クリアファイル	掲示物作成
	A4用紙 (白紙)	掲示物作成
清掃用具	使い捨て手袋 (ポリエチレン手袋)	
	除菌シート	
	ティッシュペーパー	
	ゴミ袋	
	防臭ゴミ袋	
	ぞうきん	
	バケツ	
	ほうき・ちりとり	

福島県の対応

大規模災害発生時、福島県（動物愛護センター、同会津支所、同相双支所）では、下記の対応を行います。

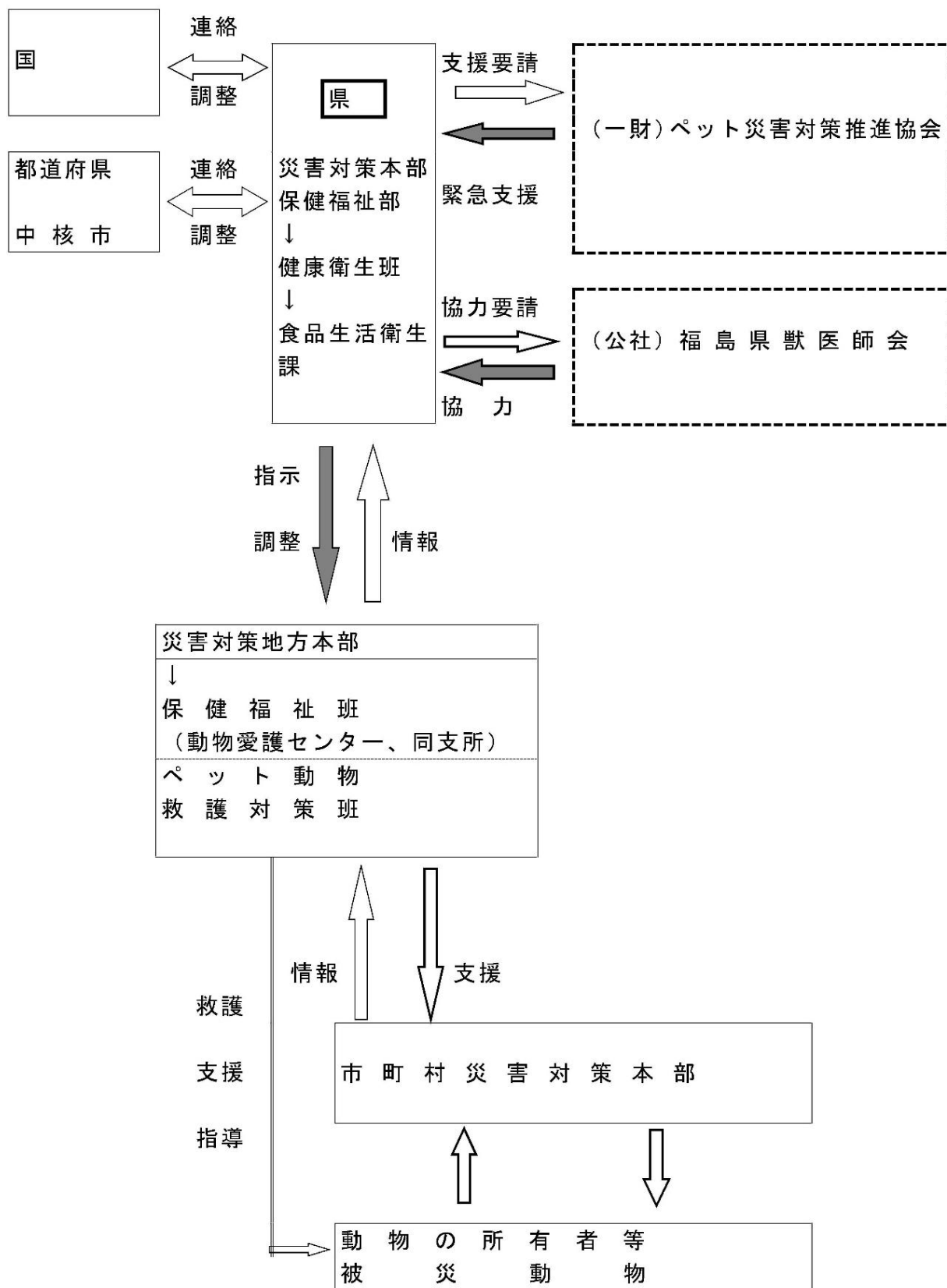
- ・ 被害状況・避難所・同行避難状況・必要物資の確認
- ・ 放置動物の保護、負傷動物の治療（獣医師会と連携）
- ・ 被災地市町村の災害対策本部の要請に応じ、
ペット同行避難者に飼育用品やフード提供・ケージ貸出
- ・ 動物愛護センターを主とした保護収容施設の確保
- ・ 市町村と連携し、避難所を支援
- ・ 飼育困難となったペットを一時的に保護
状況に応じ返還または新しい飼い主への譲渡
- ・ 避難所での健康相談・適正飼養指導（獣医師会と連携）
- ・ 仮設住宅等での動物飼育支援



平時においても
ペット受け入れ等に関して
助言を行います。

お気軽に
動物愛護センター、同会津支所、
同相双支所に御相談ください。

動物救護対策の体系



国『防災基本計画』におけるペット対応

防災基本計画において自治体が求められることは下記のとおりです。

● 災害予防

- ・ 同行避難や指定避難所での飼養についての準備に係る普及啓発を図ること
- ・ 訓練において、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めること
- ・ 指定避難所における家庭動物の受入れ方法等について、周知徹底を図ること

● 災害応急対策

- ・ 指定緊急避難所や避難所への同行避難者を適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めること
- ・ 被災者支援の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めること
- ・ 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮すること
- ・ 調達・確保する物資に、家庭動物の飼養に関する資材を含める等、被災地の実情を考慮すること
- ・ 被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずること

『防災基本計画（令和7年7月修正）』におけるペット関連抜粋

第2編 各災害に共通する対策編

第1章 災害予防

第3節 国民の防災活動の促進

1 防災思想の普及、徹底

- 国〔内閣府等〕、公共機関、地方公共団体等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、以下の事項について普及啓発を図るものとする。
 - ・「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所等での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

2 防災知識の普及、訓練

(3) 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

- 防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

7 避難の受入れ及び情報提供活動関係

(3) 指定避難所等

- 市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

第2編 各災害に共通する対策編

第2章 災害応急対策

第6節 避難の受入れ及び情報提供活動

- 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

3 指定避難所等

(2) 指定避難所等の運営管理等

- 市町村は、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

4 応急仮設住宅等

(3) 応急仮設住宅の運営管理

- 市町村（都道府県）は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性やこども・若者を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

第7節 物資の調達、供給活動

- 被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、新物資システム（B-P-L o）等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるとともに、以下に掲げる方針のとおり活動する。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第8節 保健衛生、福祉、防疫、遺体対策に関する活動

1 保健衛生

- 市町村（都道府県）は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする。

1. ペット受入の検討

- ペット飼育スペースが確保できるか等、避難所ごとに事情が異なるため、避難所ごとにペットの受入の可否について検討します。
- 地区や学区ごとに最低1か所は受け入れ可能な避難所を設けることが望ましいです。
- ペットを受け入れられない避難所は、ペット連れの避難者が来てしまった場合に備え、近隣の受入可能な避難所を案内できるようにしておきます。

受入対象の動物について

- 避難所受け入れ時の困難を避けるため、あらかじめ受入対象の動物について検討します。
- 爬虫類＝危険な動物とイメージする人もいますが、一般的なペットとして飼養されている爬虫類には、危険な毒を持つ種はいません。また、ほとんど鳴かず、毛がないためアレルギーの原因となる可能性も低く、周囲への影響は比較的小さい動物です。個体が逃げ出さないよう工夫がされたケース等に入れたうえで、急な温度変化や雨風の影響を受けない屋内の一角（ペット飼養スペースなどの一部）で暗幕をかけるなどの配慮を行えば安全に管理することが可能です。
- 一般的に、特定動物（ワニガメやニシキヘビ等）や特定外来生物（カミツキガメやサソリ等）に指定された動物、大型の動物や多数の動物、その他特別な設備が必要な動物等、管理が困難な動物については、避難所での受け入れは難しいです。

- **補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）**については、ペットとは異なり、法律に基づいた対応が必要です（身体障害者補助犬法 第四章 施設等における身体障害者補助犬の同伴等）。
- そのため、要配慮者への支援として同じ居住スペースに避難できるように考慮する必要があります。



他の避難者がアレルギー症状を引き起こす可能性がある場合は

- ・別室を用意する（動線に注意）
 - ・室内用テントでエリアを分ける
- 等の対応を取ることが望ましいです。

2. 飼育スペースの選定

- **水害（浸水）を想定**して選定すると汎用性があります。
- 動物アレルギーのある方や鳴き声、ニオイに配慮し、人の居住スペースとペットの飼育スペースを分けることが原則です。

ただし、「**人の居住スペースと分ける**」＝「**ペットは屋外で飼うしかない**」
というわけではありません。

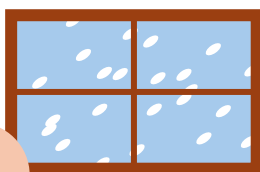
人と同じ建物内の別の部屋、別の建物内等、屋内にペットの飼育スペースを設けることが可能です。

★ まずは「屋内」を御検討ください ★

- 屋外は天候の影響を大きく受けるため、季節を選んでの限定的な使い方になります。特に台風、豪雨災害、降雪時は屋外での飼育は現実的ではありません。
- 猫は繋いで飼うことが難しいため、一般的にケージに入れて飼育します。ただし、世話をするタイミングでケージを開ける必要があります。その際、飼育スペースを屋外に設けていると、ケージを空けた際に猫が逃げだして行方不明になる可能性が高いです。
- ペットの飼育環境が過酷な場合、飼い主が避難をためらい二次災害に遭う危険性があります。

そのため、まずは屋内に飼育スペースを設けられないか考え、やむを得ない場合に屋外を選定するようにしましょう。

こんな猛吹雪なのに
外でしか飼えないなら
避難したくないな…



ペットスペースを室内にすることは

- ・ 四方が壁に囲まれているため周囲に鳴き声が響きにくい
- ・ 動物が苦手な人の目に入りづらいなどのメリットもあります。

考慮するポイント

すべてを満たさなくても大丈夫です

- 鳴き声や臭い等の問題を考慮して、一般の避難者の居室から離れた場所に設置する
- 一般の避難者との動線ができるかぎり交わらないようにする

…一般の避難者のスペースと距離を取ったうえで、人と動物の動線（動き）を分けて接点を最小限にすることでトラブルの発生を予防できます

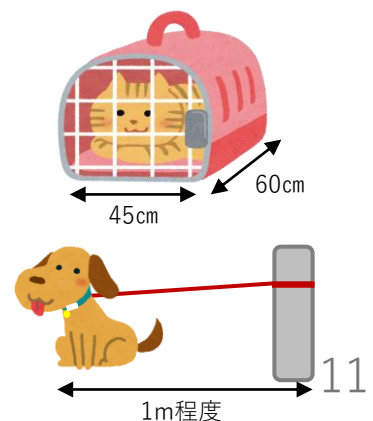
- ペットへの刺激を減らすため、人や車などの通り道から見えない場所にする
- 飼い主の居室は、できるだけペットスペースの近くにする

…ペットが鳴いたときの対応がしやすくなります。ペットスペースに余裕がある場合は、ペットスペースで飼い主が寝泊まりすることも検討すると良いでしょう。

- 水道に近く、掃除がしやすい場所を選ぶ
 - 動物の種類ごとに飼育場所を確保する
- …犬と猫を分けるなど、動物の種類を分けて飼育することは動物のストレスを減らし、動物に関するトラブルを減らすことにつながります。
- 屋外にする場合は、風雨や日光、寒さをしのげる場所にする
 - 犬をつないで飼う場合は丈夫な支柱がある場所を選ぶ

スペースの目安

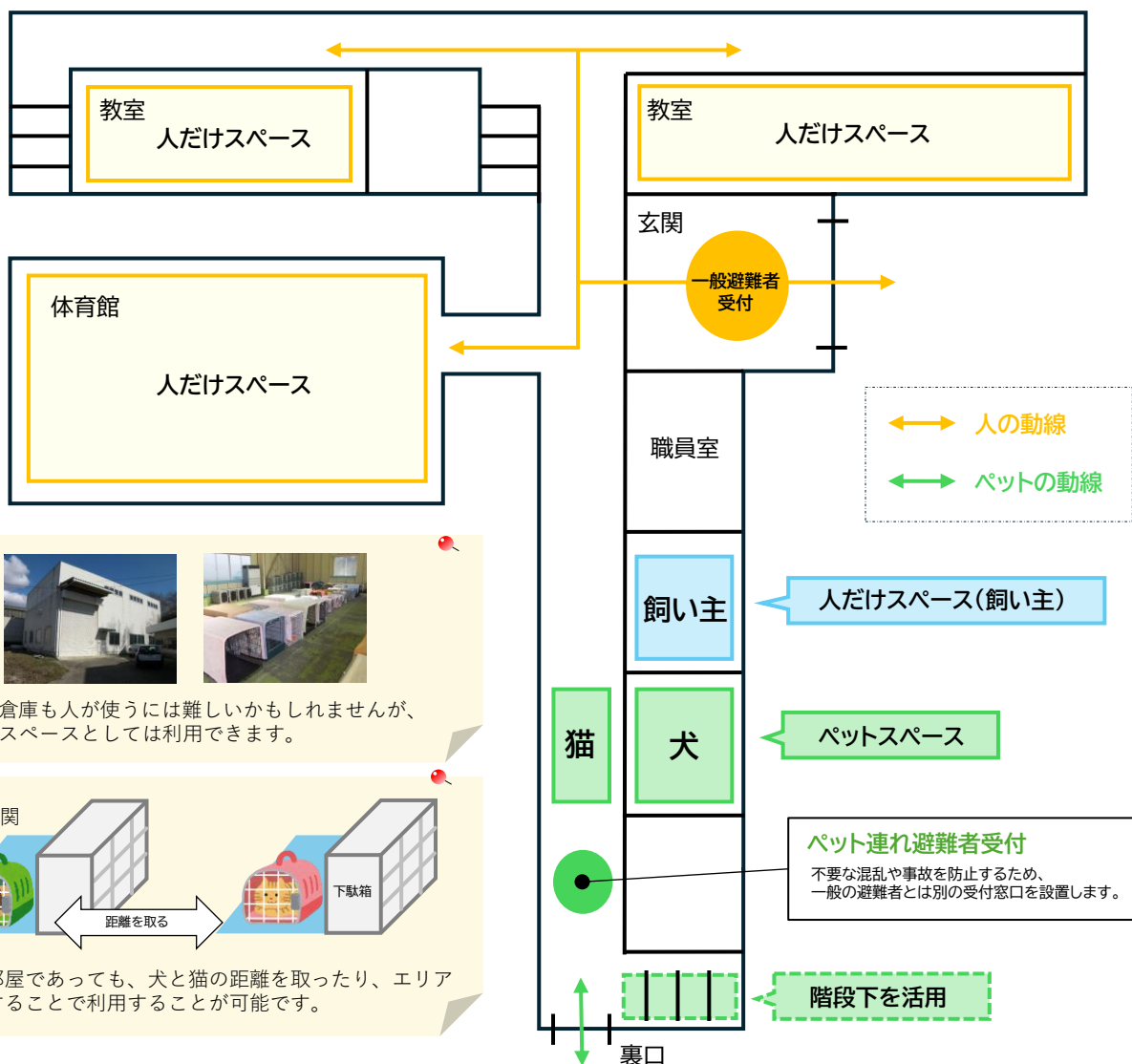
- 小型犬や猫をケージに入れる場合
⇒ 45cm×60cm程度のスペースが必要
- 犬を支柱につなぐ場合
⇒ 半径1m程度の円形スペースが必要
- 小動物（ウサギ、ハムスターなど）の場合
⇒ 45cm四方程度のスペースが必要



飼育スペースの例 《屋内》

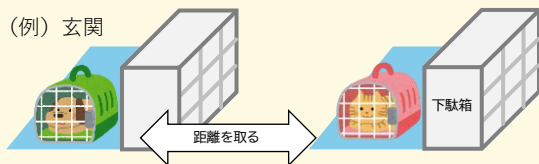
飼育スペースの例

体育館の倉庫 / 裏口の風除室 / プール用の更衣室 / 渡り廊下 / 階段の踊り場 / 階段の下
屋内ゲートボール場 / 弓道場 / 職員用玄関 / 物置や車庫 など



車庫・倉庫も人が使うには難しいかもしれませんが、
ペットスペースとしては利用できます。

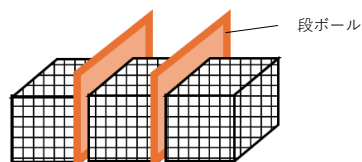
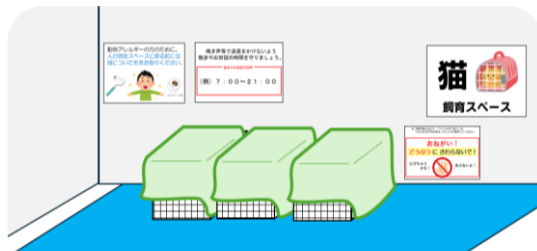
(例) 玄関



1つの部屋であっても、犬と猫の距離を取ったり、エリア
分けをすることで利用することが可能です。

飼育スペースのレイアウト

- 屋内の場合、避難終了後にニオイや汚れが
残らないよう、ブルーシートを敷いて養生
します。
- ケージを布や段ボール等で覆うことで動物
のストレスが軽減でき、不安から鳴くこと
を減らすことができます。
(取り急ぎ段ボールで仕切るのも可)
- 注意書きや飼育ルールを掲示することで、
ルールを見える化しトラブルを防止します。

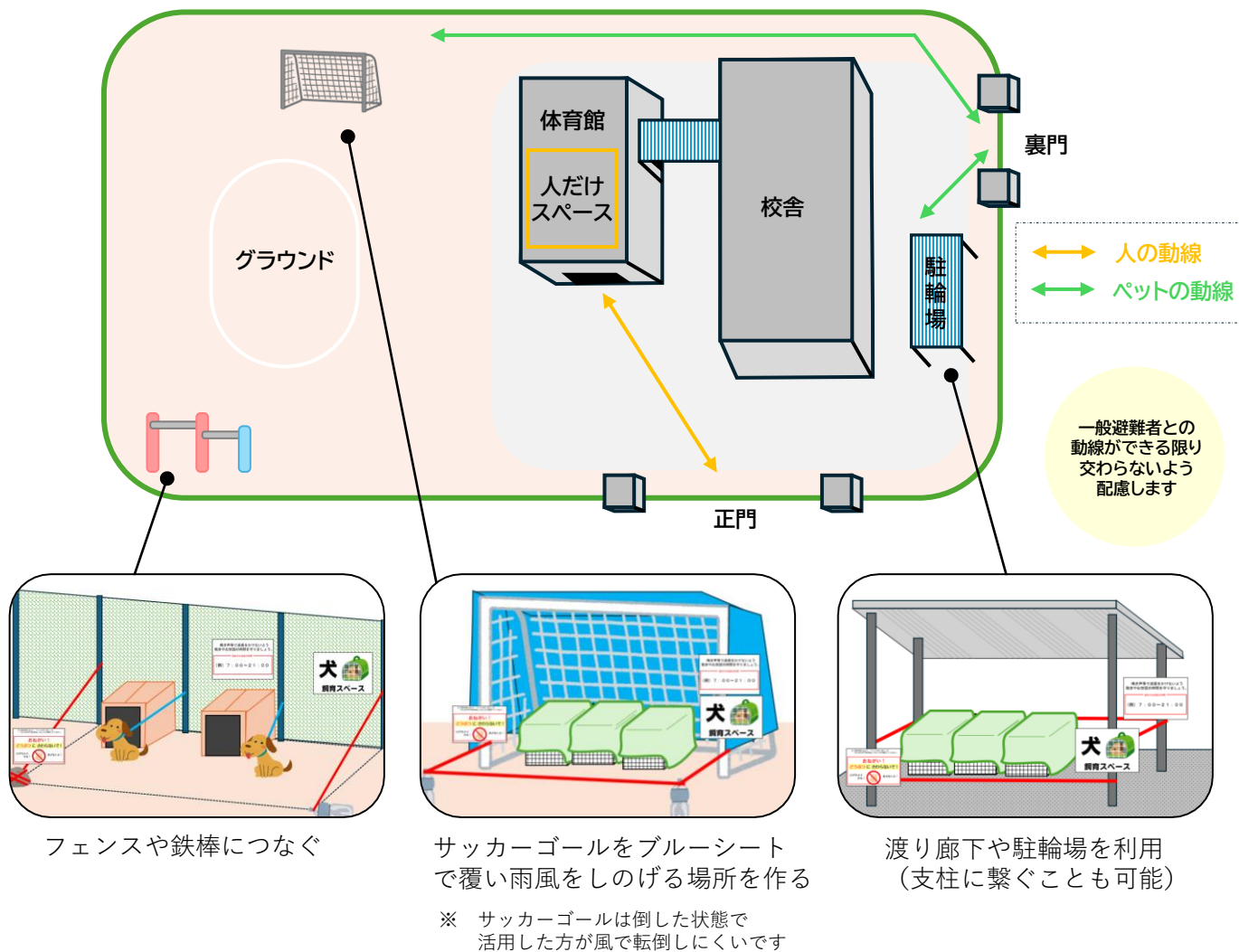


飼育スペースの例《屋外》

飼育スペースの例

駐輪場 / グラウンドの一角（フェンスや鉄棒に犬をつなぐ） / 運動会用の屋外テント
屋外の渡り廊下 / サッカーゴール / 建物の軒下 など

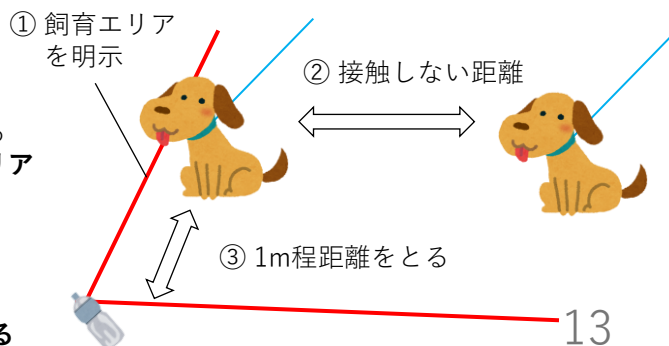
※ 屋外は天候の影響を大きく受けるため、季節を選んでの限定的な使い方になります。
（台風、豪雨災害、降雪時は屋外での飼育は現実的ではありません）



犬を繋いで飼う場合

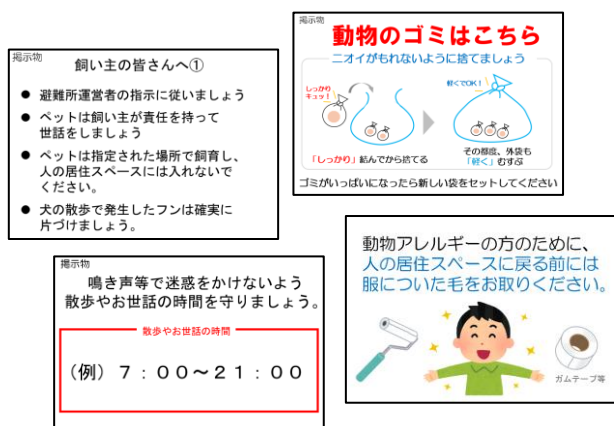
★ トラブルを防ぐための工夫 ★

- ① うっかり犬の行動範囲に入ってしまう咬まれる事故を防ぐため、ビニールひもなどで飼育エリアを明示する
- ② 交尾・ケンカを防ぐため犬同士が接触しない距離を取る
- ③ 飼育エリアの境界線と犬の間は1m程距離を取る



3. 飼育ルール of 作成

- 避難所や飼育スペースにおける飼育ルールを決めておきましょう。
事前に決めておくことで発災直後の不要な混乱を減らすことにつながります。
- 平時から飼い主に飼育ルールを周知し、普段から健康管理（ワクチンや不妊去勢手術等）、所有明示、しつけに取り組んでもらいましょう。



飼育ルールはミッションカードを作成しながら決めることができます。

県が作成したミッションカードに飼育ルールの例がありますので参考にしてください。

飼育ルールの例

- ・ 避難所運営者の指示に従いましょう。
- ・ ペットは飼い主が責任を持って世話しましょう。
- ・ 犬の散歩で発生したフンは確実に片づけましょう。
- ・ 飼育スペースは清潔を保ち、必要に応じて消毒をしましょう。
- ・ 退出する際は、必ず清掃・消毒を行いましょう。
- ・ 鳴き声等で迷惑をかけないように、散歩やお世話の時間を守りましょう。
(夜間にふれあいをするのは避けましょう)

飼育ルールは、避難所の実情に合わせて避難所毎に作成することが大切です

ルールはどこまで決める？

あらかじめ細かいところまでルールを決めてしまうと、実際の被災状況によっては避難所の実情や、避難者の生活パターンの変化に合わなくなってしまう可能性があります。そのため、平時に決めるルールは基本的なことまでとし、さらに細かなルールについては実際の災害時に避難してきた飼い主同士で話し合っ決めてもらうのも選択肢のひとつです。

4. 住民等への周知啓発

- ペットの防災は「自助」が基本です。飼い主が日頃からペット防災を意識し、発災時にためらわずに避難行動をとるためには、平時からペット連れで避難できる避難所等の情報発信をすることが大切です。
- 避難所運営者等の関係者にも周知することで、発災直後の不要な混乱を避けることにつながります。

周知する内容の例

☐ ペット連れ避難者受入可/不可の避難所

…飼い主がスムーズな避難行動をとるために、非常に重要な情報です。

☐ ペットと一緒に避難すること（同行避難）が原則であること

☐ ペット受入について自治体がどのような準備をしているか（スターターキットについて等）

☐ 避難所や仮設住宅におけるペット飼育のルール

☐ 飼い主が行う平常時の対策

- ・ 住まいや飼養場所の防災対策
- ・ ペットのしつけと健康管理
- ・ 不妊・去勢処置
- ・ ペットが行方不明にならないための対策
（鑑札、迷子札、マイクロチップなどの所有明示）
- ・ ペット用の避難用品や備蓄品の確保（次ページ参照）
- ・ 避難所や避難ルートの確認などの準備
- ・ 避難所以外の避難先やペットの預け先の確保
- ・ 飼い主同士の共助のためのコミュニケーションと良好な関係の構築
- ・ 避難訓練への参加と家族単位の避難訓練（シミュレーション）の実施
- ・ 携行できるペット情報のまとめ
（治療記録、ワクチン接種歴など）

飼い主が備蓄すべきペット用品

優先順位 1 位

動物の健康や命に関わるもの

- ・療法食、薬
- ・ペットフード、水
(少なくとも5日分 [できれば7日以上])
- ・キャリーバッグやケージ
- ・予備の首輪、リード (伸びないもの)
- ・ペットシート
- ・排泄物の処理用具
- ・トイレ用品
(猫の場合は使い慣れた猫砂、
又は使用済猫砂の一部)
- ・食器

優先順位 2 位

情報

- ・飼い主の連絡先と、ペットに関する飼い主以外の緊急連絡先・預け先などの情報
- ・ペットの写真
(印刷物とともに携帯電話などに画像を保存することも有効)
- ・ワクチン接種状況、既往症、投薬中の薬情報、検査結果、健康状態、かかりつけの動物病院などの情報

優先順位 3 位

ペット用品

- ・タオル、ブラシ
- ・ウェットタオルや清浄綿 (目や耳の掃除など多用途に利用可能)
- ・ビニール袋 (排泄物の処理など他用途に利用可能)
- ・お気に入りのおもちゃなど匂いがついた用品
- ・洗濯ネット (猫の場合は屋外診療・保護の際に有用) など
- ・ガムテープやマジック (ケージの補修、段ボールを用いたハウス作り、動物情報の掲示、など多用途に使用可能)

★ 過去の災害では、支援物資のうち、衛生用品 (ペットシート、オムツ、ペット用ウェットティッシュ、消臭スプレー) やケージが役立った一方、対象が限定されるフード (大型犬用のフード等) は現地のニーズと合わない場合があった他、発災当初に需要が多かった衛生用品 (ペットシートやオムツ) については速やかに手配することが困難であったことが分かっています。

5. 避難訓練の実施

- 避難訓練を実施することは、課題を発見したり、参加した住民の防災意識を高めることにつながります。
- 避難訓練時に**スターターキット**を使った**ペット飼育スペースの設営・受付訓練**を飼い主さんたちだけでやってみてもらいましょう。
なお、設営・受付の流れを知ってもらい、課題を発見することが目的のため、**ペットを連れてこなくても避難訓練は可能です。**
- 動物愛護センターも講習・アドバイスいたしますので、お気軽にご相談ください。

避難訓練の流れ（例）

<市町村・運営者>

<飼い主（避難者）>

避難所の開設・避難

避難所を開設し、スターターキットを飼い主に渡す

避難所に避難する

スターターキットを用いた受入体制の立ち上げ

- ・ペットと非飼育者との動線が交差しないようになっているか
- ・スターターキットが機能しているか
- ・飼育スペースに問題はないか等を確認する

スターターキットを使い、ペット連れ避難者の受入体制を立ち上げる

キット内の受付簿や台帳を使って受付を行う

講習・意見交換
振り返りなど

- ・災害時の心構え、ペット連れでの避難についての講習を開催/受講する
- ・参加者同士や、参加者-運営者で意見交換を行う

見直し

振り返りで出た課題を踏まえ、受付や飼育スペース、スターターキット等の見直しを行う

訓練と講習を踏まえ、防災対策や避難経路、避難用品などの見直しを行う

日頃からケージに慣らす
トレーニングをしようと思った！



訓練に参加したことで避難用品を見直すきっかけになった！

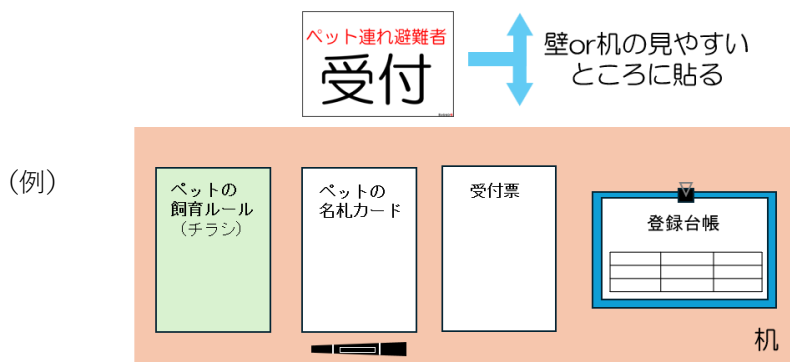
1. 避難所における受入

ペット飼育スペースの設置

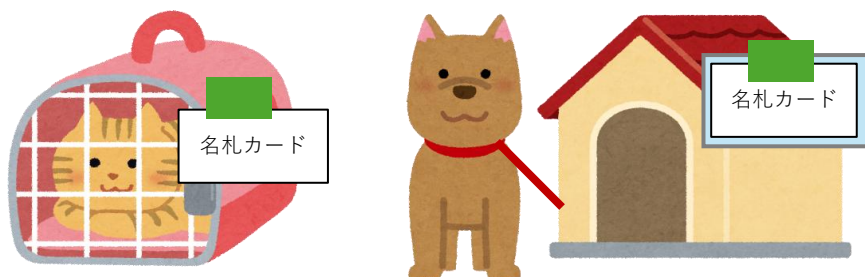
- 各論2で検討していた飼育スペースの設置を行います。
- ただし、災害発災時は予想外の事態が生じ、事前に検討していたとおりの対応が難しくなる場合があります。
その際は、**次のページを参考に対応**しましょう。

受付とペットの収容

- 不要な混乱や事故を防止するため、一般の避難者とペット連れ避難者は分けて受付を行います。
- 受付の際は飼育ルールを説明します（チラシの配布等）
- ペット連れ避難者の把握をするため、車中避難者についても受付を行い、情報収集しましょう。



- 受付が終わったら飼育スペースまで誘導します。
- 飼い主には、ペットのケージやペットの近くに、ペットと飼い主の情報がわかるような掲示をしてもらいましょう。



条件に応じた対策・対応

時間経過による対応

発災直後 短期的な飼養スペース

- 発災直後は多くの避難者が避難所に押し寄せるため、あらかじめ確保したペット飼育スペースだけでは収容しきれない場合があります。
- そのような場合には、一時的なペットの居場所として、特別教室やプールの更衣室、部室、雨風がしのげるピロティや軒先、建物のホールの一部、昇降口、廊下、自転車置き場などを暫定的な居場所として活用することを検討しましょう。
- 使用に当たっては、原状復帰を考慮して床面にブルーシートを敷いて養生しましょう。

時間経過後 中長期的な飼養スペース

- 時間の経過とともに自宅の安全を確認した上で帰宅する避難者も出てくるため、避難者数（ペットの数）はある程度落ち着きます。
- 落ち着いたタイミングで、中長期に避難所で生活することを前提として、飼い主とペットの居場所を見直しましょう。

暑さ・寒さ対策

暑さ対策

- 夏は熱中症対策のため、ペットは屋内飼養が望ましいです。直射日光のあたる窓辺を避け、換気を行い、室温の上昇には十分注意しましょう。ペット用のスペースにはスポットクーラー、サーキュレーターなどの活用も有効です。
- 屋外で飼養する場合には、日陰のない場所やエアコンの室外機の排気等を避けるよう配慮しましょう。
- 夏季の車内は高温となるため、車中での飼養は極力避けた方が良いでしょう。やむを得ない場合は十分な熱中症対策を講じるとともに、飼い主が長時間車を離れる際はペットを安全な場所へ移動させる等の対応が必要です。

寒さ対策

- 風雨の影響を避けるため、ペットは屋内飼養が望ましいです。
- 特に室内飼いのペットは寒さに弱いため、体温低下に注意が必要です。また、鳥類や爬虫類などを避難所で扱う場合には特に温度管理は重要となります。
- 電源等が使えない場合に備え、ケージ全体を覆うタオルやペット用毛布、使い捨てカイロの使用など応急的な保温対策も検討しましょう。

動物種による対応

犬

- ケージが無い場合は、自転車置き場、渡り廊下など、屋根や壁があり犬を繋ぐことができる柱などがある場所を利用します。
- 屋外に犬を繋いで飼う場合、段ボール等を用いて即席のハウスを作ります。

(寒さ対策)

- ・ ハウスの上から毛布をかける
- ・ さらに大きな段ボール箱の中にハウスを入れ、段ボールの隙間に新聞紙や発泡スチロールを詰めるなどして保温効果を高める

(雨風対策)

- ・ 段ボール等を用いて風よけを追加したり、大きなゴミ袋やブルーシートなどを被せて防水対策をする

猫

- 猫は繋いで飼うことが難しいため、一般的にケージに入れて飼育しますが、世話をするタイミングでケージを開ける必要があります。
そのため、脱走対策として屋内に飼養スペースを設定します。
- ドア開閉時の逸走やパニックによるトラブルをさけるため「猫の脱走防止のため、中に声をかけてから開けてください」という旨の注意書きをドアの外側に掲示します。

その他小動物・鳥類

- 小動物はケージや飼育ケースに入れられて避難してくることが多く、飼養スペースも犬や猫に比べて最小限で済む場合が多いことから、ある程度温度管理が可能な避難所内の部屋や空間の一部を飼養スペースとして設定することができます。
- まとまった飼養スペースが確保できない場合でも、避難所内で鳴いたり逃げ出したりする心配がないペットであれば、周囲に配慮しながら、飼い主が手元で飼養管理することもできます。
- 鳥類やその他小動物は、品種によって寒さや周辺の環境に過敏に反応し、ストレスによる健康被害が生じる場合もあることから、季節によってはできるだけ屋内の静かな場所を選び、ケージや飼育ケースを布で覆うなどして外部音や温度をコントロールする必要があります。

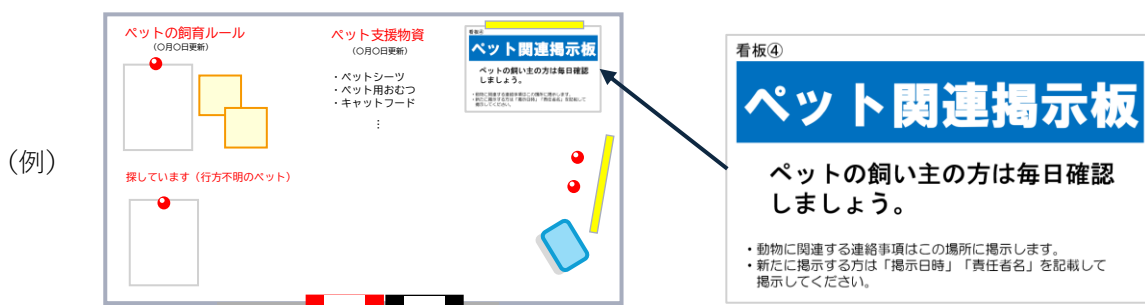
爬虫類

- 個体が逃げ出さないよう工夫がされたケース等に入れたうえで、急な温度変化や雨風の影響を受けない屋内の一角（ペット飼育スペースなどの一部）で暗幕をかけるなどの配慮を行えば安全に管理することが可能です。

2. 情報の提供

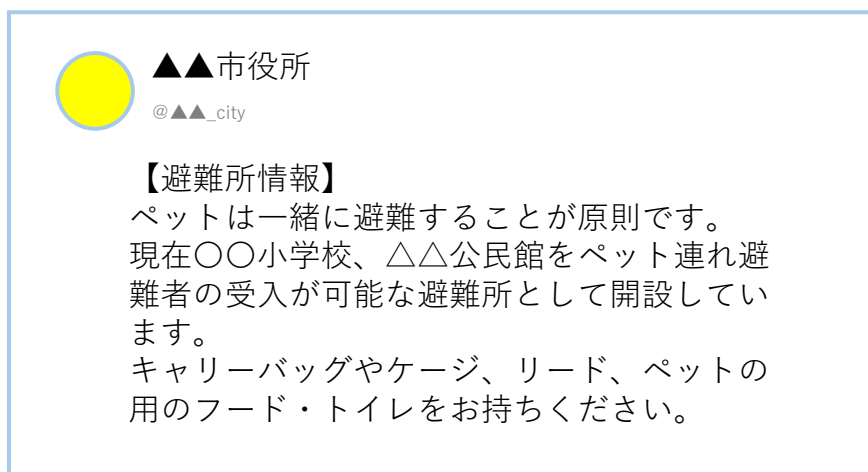
避難所における情報提供

- 避難所内に「ペット関連掲示板」を設置し、支援物資など、ペットに関する情報を周知します。
- 避難が長期化する場合には、支援物資の情報を予告も含めて周知します。
- 飼い主には、1日1回は掲示板を確認するよう周知します。
- 状況に応じて、飼育ルールを更新・周知し、順守を呼びかけます。



インターネット・SNSによる情報提供

- 総務省「令和6年版情報通信白書」によると、災害後に情報収集を行う手段として、テレビの次にインターネットが多くなっています。特にSNSは若年層を中心に情報収集の手段として重要な役割を果たしています。
- 災害時はデマや誤情報がSNS等で拡散する恐れがあります。そのため、行政機関がホームページや公式SNSアカウント等で迅速に情報発信を行い、正しい情報を住民に届ける必要があります。



3. 仮設住宅における受入

- 避難生活の中で飼い主とペットと一緒にいられることは、被災者が普段の暮らしを取り戻すために必要な支援の一つです。
そのため、仮設住宅の担当課とペットの受入に向けて検討をする必要があります。また、ペットの移動・運搬方法についても検討しましょう。
- 仮設住宅でのペットの飼養ルールは、基本的には仮設住宅の設置・管理者が、自治体や現地動物救護本部等の助言をもとに決定しますが、住民同士の話し合いで飼養方法を決める場合もあります。
- 過去の災害において、仮設住宅におけるペットの飼養は鳴き声等のトラブル防止のため、「原則屋内」とした事例が多いです。
ただし、大型犬や元々屋外飼養をしていた犬については、別途、ルールの検討や支援が必要です。

過去の災害における事例

- ・他の住民とのトラブル防止のため、ペット飼育者と非飼育者の居住区域をエリア分けした。
- ・「仮設住宅入居の手引き」に、「ペットを飼う場合は室内飼育を基本とし、外に出す場合は、犬・猫ともリードを装着してください。動物好きの人、嫌いな人が共に快適に暮らせるようご協力をお願いします。」と記載した。
- ・仮設住宅でペットを飼養する飼い主に対して、飼養に係る注意事項を説明したチラシを配布した。
また、応急仮設住宅でのペットの飼養状況を把握し、飼い主を支援するために、「仮設住宅におけるペット飼育届け」をペット飼育者に提出してもらった。
- ・ペットの飼育ルールを飼い主だけでなく、全ての避難者がいる場で説明したことで、飼い主以外からの理解も得られやすくなった。
- ・避難所再編成や仮設住宅への入居時に、シャトルバス等で飼い主は移動できるが、ペットの同乗が断られるケースがあった。
そのため、別途ペットの運搬用に車の確保など、自治体職員が個別に対応することとなった。

掲載URL（環境省ホームページ）：https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph.html

ガイドライン

● 人とペットの災害対策ガイドライン

自治体が人とペットの災害対策を検討する際の参考として策定

ガイドラインの内容をベースに作成された各主体向けの手引き等

● 人とペットの災害対策ガイドライン＜一般飼い主編＞ 一般飼い主向け

一般飼い主がペットとの災害対策を検討・準備する際の参考

● 被災ペット救護施設運営の手引き 自治体向け

放浪ペットや一時預かりのペットを収容するための施設運営等の参考

● ボランティアの活動と規範 自治体・ボランティア向け

自治体がボランティアを受け入れる又はボランティアが被災地で活動する際の参考

● 災害への備えチェックリスト 自治体(避難所運営者等)向け

避難所での受入れや、災害時に自治体が果たすべき組織運営の参考



被災動物対応記録集

● 令和6年能登半島地震における被災動物対応記録集

● 熊本地震における被災動物対応記録集

● 東日本大震災における被災動物対応記録集

参考：ペット災害対応に関する連絡先

● 県庁食品生活衛生課

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号(西庁舎6階)

電話番号 024-521-7245

FAX番号 024-521-7925

● 福島県動物愛護センター

〒963-7732 田村郡三春町大字上舞木字向田17番

電話番号 024-953-6400

FAX番号 024-953-6408

管轄地域 中通り

二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村
須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、
古殿町、三春町、小野町
白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村

● 福島県動物愛護センター会津支所

〒965-0807 会津若松市城東町5番12号(会津保健福祉事務所内)

電話番号 0242-29-5517

FAX番号 0242-29-5513

管轄地域 会津

会津若松市、喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、
湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、下郷町、檜枝岐村、
只見町、南会津町

● 福島県動物愛護センター相双支所

〒975-0031 南相馬市原町区錦町1丁目30番地(相双保健福祉事務所内)

電話番号 0244-26-1351

FAX番号 0244-26-1332

管轄地域 浜通り

相馬市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、
浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村

本参考書に関する問い合わせ先

福島県食品生活衛生課（電話：024-521-7245）

令和 8 年 8 月発行